

令和7年度 盛岡市地域こどもの生活支援強化事業

こどもの見守りと地域の支援体制の強化を図るため、地域のコミュニティであるこども食堂に対して、予算の範囲内で盛岡市地域こどもの生活支援強化事業補助金を交付します。

1 募集期間

令和7年4月1日～11月30日

※予算の上限に達した場合は、募集期間内であっても受付を終了する場合があります。

2 対象事業

盛岡市内の団体（個人を代表者とする任意団体を含む。）が、**(1)と(2)の両方**を市内で実施する事業を対象とします。

(1) こども食堂等事業の開催

「こども食堂等事業」とは・・・

地域のこども及びその保護者に対し、無料又は低額な料金で、温かい食事の提供又は弁当、食品若しくは文房具、生理用品等の配布若しくは配達を行う事業をいいます。

(2) 支援が必要なこども（概ね18歳未満）を支援機関につなげること

支援が必要なこどもを発見した場合は・・・

盛岡市こども家庭センターや、児童相談所などの支援機関へご連絡いただくとともに、子ども青少年課に情報提供してください。なお、どのようなこどもを支援機関につないでいただきたいかについては、別紙「支援が必要なこどもについて」をご参照ください。

3 補助の要件

- (1) 上記の「2 対象事業」に該当する事業を実施すること。
- (2) 個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律及び盛岡市個人情報保護条例を遵守し、直接又は間接的に知り得た個人情報の第三者への提供や目的外使用を行わないこと。
- (3) 国、地方公共団体その他これらに類するものから当該補助金以外の補助その他の給付を受けていないこと。

- (4) 営利活動、政治活動又は宗教活動を目的とした事業ではないこと。
- (5) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員がいる団体が行う事業ではないこと。

4 補助対象経費及び補助金額

(1) 対象経費

賃金、報償費、消耗品費、食材費、食糧費、燃料費、印刷製本費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費その他市長が必要と認める経費（詳細は次ページに記載）

(2) 補助金額

上記(1)の経費の実費分から、寄附金等その他の収入額を控除した額とします。

ただし、こども食堂等事業の実施場所に応じ、下記の表の額が上限となります。

なお、予算額の範囲内での交付となりますので、必ずしも交付申請額のとおりの金額を交付できるものではありません。

こども食堂等事業の実施場所	補助上限額
こども食堂等事業の実施が 令和 7 年 3 月 31 日までに 1 回もない 小学校区 (河北、緑が丘、北松園、大慈寺、月が丘、太田、 太田東、向中野、見前、羽場、手代森、見前南、 都南東、玉山、巻堀、好摩)	<u>事業を実施した月数 × 5 万円</u> (左記の小学校区のみで毎月実施した場合は、12 月 × 5 万円 = 60 万円が上限)
こども食堂等事業の実施が 令和 7 年 3 月 31 日までに 1 回以上ある 小学校区 (仁王、米内、山岸、上田、高松、松園、東松園、 城南、桜城、中野、山王、杜陵、北厨川、厨川、 城北、青山、大新、土淵、本宮、仙北、飯岡、 津志田、永井、渋民)	<u>事業を実施した月数 × 4 万円</u> (左記の小学校区のみで毎月実施した場合は、12 月 × 4 万円 = 48 万円が上限)

5 申請に必要な書類

- (1) 補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 事業計画書（様式第 2 号）
- (3) 収支予算書（様式第 3 号）
- (4) 誓約書（様式第 22 号）
- (5) 個人情報に関する誓約書

6 申請方法

盛岡市子ども未来部子ども青少年課（盛岡市神明町 3 番 29 号）宛てに郵送もしくは持参してください。

7 Q & A

Q 1. 当該補助金はどのようなことに使えるの？

A 1. 原則、4 (1) の対象経費のとおりであり、費目ごとの内容は次のとおりです。

費目	内容
食材費・食糧費	食材（肉、野菜等）、食糧（ヨーグルト、果物、飲料などの調理を要さず提供できるもの）等を購入する経費
消耗品費	事務用品（ペン、紙等）、衛生用品（消毒液、マスク等）、弁当の容器・食器（箸・スプーン等）、等を購入する経費（1点3万円未満）
備品購入費	1点3万円以上の物品を購入する経費 <u>※原則として対象外とするが、真に必要とする場合については事前に協議の上判断するものとする。</u>
使用料・貸借料	会場使用料、車両借上料（食事や食品等の配達に要する経費に限る）
印刷製本費	こども食堂の周知等のチラシ代、ポスター代等
役務費	傷害保険等の保険料、郵便料等
燃料費	ガソリン代（食事や食品等の配達に要する経費に限る）
賃金	アルバイト賃金（当該こども食堂等事業の従事者に限る。） ※社員の給与など、恒常的に支払われるものは対象外。
報償費	ボランティア謝礼金（当該こども食堂等事業の従事者に限る。）

Q 2. 補助金の手続きの流れは？

A 2. 次のとおりとなりますので、ご確認ください。

(1) **申請者** 補助金の交付申請

※ 申請の際は、事業計画書、収支予算書等の必要書類を添付してください。

(2) **盛岡市** 交付申請の受付及び審査

※ 審査の結果、交付決定した際は、書類でお知らせします。

(3) **申請者** こども食堂等事業の開始

※ 交付決定日以後に支出した経費が補助金の対象となります。

(4) **申請者** 前金払い請求

※ **交付決定額の全額**について、前金払請求書を御提出ください。

(5) **盛岡市** 補助金の前金払い

※ (4) の請求に基づいて、補助金をお支払いします。

(6) **申請者** 事業完了・完了報告

※ 事業が完了した際に、完了報告書を提出してください。

完了報告書には、事業実績書、収支決算書、領収書等の添付が必要です。収支決算書に計上された経費全てについて、領収書等を添付してください。その際、**領収書等は紙に貼って提出いただく**ほか、収支決算書のどの部分にあたる経費かわかりやすいように整理をお願いします。

(7) **盛岡市** 補助金交付額の確定

※ 実績報告による開催月数や収支決算書の状況により、最終的な補助金額を確定します。

(8) **申請者** 精算

※ (7)で確定した補助金額が、(5)の前金払いで受領した額よりも少ない額であった場合は、その差額（不用額）を返還していただきます。

Q 3. こども等の状況を把握する際に、市へ報告が必要となる「概ね 18 歳未満の者で支援が必要であると市長が認めた者」とは、どのような内容か。

A 3. 日常生活に困難を抱えているように思われ、支援が必要なこどものことです。

詳細については、別紙「支援が必要なこどもについて」をご参照ください。

活動の中「支援が必要」と思われるこどもを見かけた場合は、子ども青少年課又はこども家庭センター等の関係機関にご連絡ください。

Q 4. 「概ね 18 歳未満の者で支援が必要であると市長が認めた者」に該当する子どもを発見し、支援機関につなげた場合に、市へどのように報告を行えばよいのか。

A 4. 各こども食堂等の個人情報取扱担当者を通じて、子ども青少年課にご連絡ください。連絡手段は問いません。（任意の報告様式、電話など）

Q 5. こども食堂で地域の高齢者にも食事を提供したら、補助金の対象外になるの？

A 5. こどものために開かれた食堂であれば、地域のこどもが来やすい環境を作るために大人に食事を提供しても対象外になりません。

ただし、**こどもが一人も来ない場合や明らかに大人向けの居場所になっている場合は**、こども食堂等事業の経費とは認められません。

Q 6. 1 月（つき）に 2 回以上開催する場合は、補助金額は増えるの？

A 6. **1 月（つき）の開催日数に関わらず**、月 5 万円（または 4 万円）が上限です。

Q 7. 経費が5万円（または4万円）を下回る月があった場合は補助金額が減るの？

A 7. 必ずしも減りません。**活動全体の経費**で補助金額を算定します。

Q 8. 交付決定後に事業経費が増大した。補助金の増額はできるの？

A 8. 「補助金変更承認申請書」をご提出いただき、市の承認を得る必要があります。
増額変更の審査にあたっては、その時点の予算残額等を考慮して判断しますので、
ご希望に応じられない場合もあります。**そのため、補助金増額の可能性が生じた場合は速やかにご相談ください。**

Q 9. 他の補助金をもらっているが、申請してもよいのか。

A 9. 同一のこども食堂等事業において既に他の補助金の交付を受けている場合、**当該補助金を併用することはできません**。また、当該補助金の交付を受けた場合も、他の補助金を受けようとすることはできません。ただし、当該補助金で実施する事業と他の補助金を受けて実施する事業を、会計上明確に分けられる場合は併用できる場合があります。

《補助金を受けられる事例》

- ・こども食堂での食事提供は当該補助金を活用、フードパントリーは別の補助金を活用。

Q10. 交付を受けた補助金の返還を要することはあるの？

A10. 以下の事例が考えられますので、予めご留意願います。

《補助金返還を要する事例》

- ・補助金交付決定後に、事業の変更または中止を行ったとき。
- ・事業費の精算の際に、前金払いした金額よりも補助金充当経費が少額であったとき。
（※この場合は差額（不用額）のみご返還いただきます。）
- ・虚偽の申請または不正の事実があるとき。
- ・補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- ・「盛岡市地域こどもの生活支援強化事業補助金交付要綱」の規定に違反したとき。